

大阪市会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成26年7月25日

大阪市会議長 床田正勝様

提出者

小玉隆子	八尾進	青江達夫
西徳人	金沢一博	佐々木哲夫
杉田忠裕	小笹正博	待場康生
山田正和	西崎照明	明石直樹
土岐恭生	島田まり	石原信幸
高山仁	辻義隆	漆原良光
前田修身	船場太郎	太田晶也
有本純子	永井啓介	足高將司
富岡朋治	荒木幹男	北野妙子
川嶋広稔	黒田當士	西川ひろじ
木下吉信	高野伸生	多賀谷俊史
加藤仁子	新田孝	柳本顕
奥野正美	森山よしひさ	長尾秀樹
武直樹	福田賢治	松崎孔
山本修子	田中ひろき	小林道弘
こはら孝志	北山良三	寺戸月美
岩崎けんた	山中智子	井上浩
小川陽太	尾上康雄	福島真治

(別 紙)

大阪市会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）第4条第1項の規定により大阪府及び大阪市が共同して設置した大阪府・大阪市特別区設置協議会（以下「協議会」という。）の委員として大阪市会が推薦する議員（以下「推薦議員」という。）の選定の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(推薦議員の選定)

第2条 推薦議員は、大阪市会における各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当てて選定するものとする。

2 前項の規定により各会派に割り当てられる議員の数は、協議会の委員に占める大阪市会議員の人数である9人を各会派の所属議員数の比率により按分した員数とし、議長はその所属する会派の所属議員数に含まれるものとする。

3 議長が所属する会派に割り当てられる議員の数については、前2項の規定により算定した員数から1人を減ずるものとする。

4 議長は、前3項の規定により算定した員数の議員の氏名の届出を各会派に求め、当該届出を取りまとめて協議会に提出するものとする。

5 協議会の委員である議員の会派ごとの員数が第2項の規定により算定した員数と一致しなくなったときは、前各項の規定に準じて必要な手続を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、議長が定める。

(条例の失効)

2 この条例は、大阪府・大阪市特別区設置協議会規約（平成25年2月1日議決）の廃止の日限り、その効力を失う。

説 明

大阪市会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続を条例で定めるため、この案を提出する。